

第 1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条に基づいて山梨県知事（以下「実施機関」という。）が作成した「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号）第 10 の 1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（以下「考慮事項」という。）に照らして点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審議会は、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう次のとおり意見する。

1 なりすましによる情報漏えいについて

考慮事項において「特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われなかったために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」について、リスクに応じた対策を講じるべきである。

2 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損について

外部からの攻撃による情報漏えい等が発生するリスクが高まっていることから、実施機関は特定個人情報の漏えい・滅失・毀損について、さらなる対策を講じるべきである。

3 入手の際の本人確認の措置の内容について

考慮事項においては、「特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」のうち、「入手の際の本人確認の措置の内容」について、本件評価書に正確に記載すべきである。

4 アクセス権限の管理について

考慮事項においては、「アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」のうち、「アクセス権限の管理」について、本件評価書に具体的に記載すべきである。

5 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについて

考慮事項においては、「特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられている。これについて評価書に記載された措置は、リスク対策として不十分かつ業務を行う上でも合理的な方法ではないと読み取れるため、実施機関は「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」について、本件評価書への記載を修正すべきである。

6 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限について

考慮事項においては、「委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」について、必要最小限に制限していることを本件評価書に記載すべきである。

7 特定個人情報の提供ルールについて

考慮事項においては、「委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「特定個人情報の提供ルール」について、提供されていないことを確認する方法を本件評価書に具体的に記載すべきである。

8 特定個人情報の提供・移転に関するルールについて

考慮事項においては、「特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「不正な提供・移転が行われるリスク」のうち、「特定個人情報の提供・移転に関するルール」について、ルール遵守の確認方法を本件評価書に具体的に記載すべきである。

9 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクについて

考慮事項においては、「特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」について、提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を本件評価書に具体的に記載すべきである。

10 従業者の必要な知識の習得について

「従業者に対する教育・啓発」として、税務システムを操作する従業者に対し、研修を実施し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残すこととされている。しかし、情報セキュリティにおいては、意識の向上以前に知識が必須であることから、講義形式の研修に加え、資格の取得を求めるなど、従業者に必要な知識を習得させることについて、本件評価書に記載すべきである。

11 違反行為をした従業者等に対する措置について

考慮事項においては、「違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「違反行為をした従業者等に対する措置」について本件評価書に記載すべきである。

第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
平成27年 6月 4日	諮問
平成27年 7月 7日	審議
平成27年 8月12日	審議
平成27年 8月27日	審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
吉澤 宏治	弁護士	会 長
坂本 玲子	山梨県立大学教授	
堀内 寿人	弁護士	会長代理
原 敏	山梨学院大学准教授	
市川 由美	元労働委員会事務局長	